

## 東大和市後期高齢者人間ドック等受診料助成実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、東大和市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第13号）第3条に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）が、人間ドック又は脳ドック（以下「人間ドック等」という。）を受診することにより、疾病の早期発見、予防に寄与し、健康の保持増進を図るため、その受診料の一部を助成することを目的とする。

### (対象者)

第2条 助成を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 受診日において、被保険者であること。
- (2) 申請日において、納期限到来の保険料を完納していること。

### (検査機関及び検査項目)

第3条 助成の対象となる人間ドック等を実施する機関（以下「検査機関」という。）は、次の各号のいずれかに該当する病院等とする。

- (1) 国立又は公立の人間ドック等を実施している病院等
- (2) 一般社団法人日本病院会又は公益社団法人全日本病院協会の人間ドックの指定を受けた病院等で人間ドック等を実施しているもの
- (3) 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関で人間ドック等を実施しているもの

2 検査項目は、検査機関の定めるところによる。

### (助成の回数)

第4条 助成の回数は、同一人につき毎年4月1日から翌年3月31日までの間において受診した人間ドック等のいずれか一方について、1回を限度とする。

### (受診料)

第5条 人間ドック等の受診料は、検査機関の定める受診料とする。

### (助成額)

第6条 助成額は、前条の受診料のうち2万3,000円とする。ただし、当該受診料が2万3,000円未満のときは、当該受診料と同額とする。

### (申請)

第7条 診断を受けた者（以下「受診者」という。）が、受診料の助成を受けようとするときは、東大和市後期高齢者人間ドック等受診料助成申請書（第1号様式）に、人間ドック等の受診料の領収書の写し及び受診結果の写しを添えて、速やかに市長に申請しなければならない。ただし、受診日の属する月の翌月から起算して12か月を経過した場合は申請することができない。

### (決定及び通知)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成の適否を決定するとともに、東大和市後期高齢者人間ドック等受診料（助成・却下）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成の請求）

第9条 前条の規定により、助成の決定を受けた者は、東大和後期高齢者人間ドック等受診料助成請求書（第3号様式）により市長に請求するものとする。

（助成の取消）

第10条 市長は、受診者が受診日において被保険者でなくなった場合においては、助成を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第11条 市長は、前条で助成を取り消された者又は偽りその他不正な手段により助成金を受けた者がいるときは、その助成金を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。